

## 平成28年度 11月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年11月4日（金）午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(委員会許可分	1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分	1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分	4件)
議案第4号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分	39件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(	34件)
その他			

### 出席者

山崎 徹一	原 一夫	丸野 佳孝	嬉野 忠 碓 沖則		
木下 信行	牛島 博子	原 善實	田中 市三	田中 芳春	峯 孝樹
鷲崎 和志	中島 勝	小池 正保	田中 良明	中野 秋彦	大川 幸博
中山 好典	鶴 香代子	吉丸 俊春	内田 秀光	大坪 正治	

欠席者 碓 沖則  
事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

### 事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より11月の定例農業委員会を開催します。本日は、碓委員さんより欠席の連絡がっております。

### 事務局

会長よりお願いします。

### 会 長

皆さん、おはようございます。

お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。今後は、大豆の刈り取り等、何かと忙しくなるかと思いますが、宜しくお願い致します。

報告として、農地売買等特例事業において、三根地区で2件の斡旋したことを報告します。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分1件）、議案第2号として農地法第4条の規定による許

可申請について（町許可分1件）、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分4件）、議案第4号として農用地利用集積計画について（委員会決定分39件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（7件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、12番 ○ 委員さんと15番 ○○ 委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、○○委員さんよりお願いします。

○○ 委員

10月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

説明のとおり、隣接地は譲受人が耕作しており、きちんと耕作をされておりますので、農地の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏

名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

10月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

自己の農業倉庫が老朽化したための建て直しであり、農地の転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1については、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

10月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

現地は中原地区の頂上付近の田んぼで、ほとんど耕作者はいない状況で、また、国土調査も行われていないため、字図での確定は難しい場所です。

所有者は、昔は、畑をされていたが、高齢で耕作が困難になられており、また、生産性が低い農地のため、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇 委員

工場と作業場で300㎡となっているが、転用面積は60㎡となっている。既に使用中となっているのか。

〇〇委員

宅地部分の面積と合わせて300㎡となっており、宅地部分を含めて開発する予定となっている。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

私が地元ですので、説明いたします。

会 長

10月24日に副会長、事務局と現地調査を行いました。

譲受人は、編み物教室として使用したいとの意向であり、排水同意も取れていますので、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当と

して町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

私が地元ですので、説明いたします。

会 長

10月24日に副会長、事務局と現地調査を行いました。  
分譲住宅を4棟建てたいとのことであり、排水関係も問題ないため、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

経過を説明しますと、10月17日に土地家屋調査士が申請者からの依頼で来訪され、確認依頼がありました。

当該物件は、平成18年度転用許可がされているが、敷地の南側ぎりぎりに建てたため、雨水排水先や浄化槽設置箇所が転用面積からはみ出していたため、今回現況に合わせ、分筆し転用申請をされているものです。事後承認申請のため、始末書が必要であることは説明しました。

10月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行い、親子での使用貸借であり、隣家から書面による承諾は得られていると聞いております。

また、周辺農地への影響はないものであり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇 委員

今回、改めて手続きをされたのは、何か理由があるのか。

〇〇 委員

地元の方からの話で、はっきりしませんが、売却の予定があるための申請と聞き及んでおります。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書P32～議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

〇〇 委員

P35の13番について、作物名が「役務」とされているのは何か

事務局

作物名の「麦」が欠落しておりました。使用貸借での役務で、麦を作付されることとなっております。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号1について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号1は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

〇〇 委員

利用権設定の根拠は

事務局

法第3条で貸借の場合は、契約終了の前に申出をしない場合は自動更新となるが、経営基盤強化法での利用権設定の場合は、契約満了で自動終了となり、所有者の権利が守られている。

〇〇 委員

所有権の権利を保障する点もあるが、農業委員会が議決することで何らかのメリットがあるのか

事務局

契約行為の担保であり、利用権設定がされないと、耕作証明等が必要な場合に耕作面積に数値が反映されないこととなります。

〇〇委員

農業委員会は、双方での争いがあった場合は責任を持つべきではないのか。また。今回は特に利用権設定の件数が多いと思われるがなぜか。

## 事務局

法の中で全てではないが、農業委員会で仲介できる内容と訴訟等の対象となる場合の両方があると思われます。

また、今回件数が多いのは、米麦の収穫時期を終了とされている申出が多いためであり、事務局としても、耕作の途中で契約期間の終了は何らかの支障があることも想定されるため、収穫の終了時期を指導している。

## 〇〇委員

農地の貸し借りについては、全て利用権設定させるべきではないか。

## 〇〇委員

昔の農地解放では、永小作権が設定される場合があった。

基盤法による利用権設定では永小作権は発生しない。

遊ぶ農地を減らして集約し、国の交付金をもらえるようになっているのではないか

## 〇〇委員

交付金は、実際には生産組合で取りまとめられている数値が優先されている。

## 会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号2について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号2は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

資料P53～58 報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

補足として、三根校区の田島地区のまとめた解約は、今般、同地区が法人設立に伴い、法人での借受を行う予定であるためとなっていることを説明。

## 会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

## 〇〇 委員

P39の基盤法の利用権設定とP47の合意解約で同じ者同士、同じ農地となっているのは理由はあるのか。



事務局

期間借地であった契約を、年間を通した契約とするための申出となっています。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続いてその他ということをお願いします。

その他

事務局

①利用意向調査について

- ・平成27年度の調査で、自ら耕作等の意思を示され、平成28年度調査において意向どおり耕作されていない農地所有者への対応と、中間管理機構への貸付による対応を依頼
- ・平成28年度利用状況調査で遊休農地と認められた農地の現在の状況確認と現在も遊休地の場合の所有者への利用意向調査の依頼

会 長

他に無ければ、次を事務局よりお願いします。

事務局

②例年の「赤い羽根募金」について依頼

会 長

今回は12月5日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、12月5日(月)実施するということが決定いたします。

それから、来月分の現地調査を11月21日(月)午前中に予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで11月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長

議事録署名人 1 2 番

議事録署名人 1 5 番